

# 特例水準解消後の年金スライドの課題

—「本来のスライド率」の再検討も—



保険研究部門 兼 年金総合リサーチセンター 中嶋 邦夫

nakasima@nli-research.co.jp

## 1—年金のスライドをめぐる現在の議論

2011年7月に閣議報告された社会保障・税一体改革成案（以下、成案）には、「マクロ経済スライド」の再検討が盛り込まれた。マクロ経済スライドは2004年改正で導入された年金財政改善策の大きな柱であり、おおまかにいえば、年金財政が健全化するまで少子高齢化にあわせて給付を削減する仕組みである。しかし、現実にはデフレの継続によって旧制度の経過措置（いわゆる特例水準）の解消が想定どおりに進まず、マクロ経済スライドが発動されずに年金財政の健全化が遅れたため、結果として2009年の財政検証では将来の給付が2004年改正時の想定より低下する見通しになっている<sup>(注1)</sup>。

そこで成案を契機に、マクロ経済スライド見直しの議論が活発化している。第1の課題である未発動に対しては、物価の動向などに影響される自動発動ルールを改め、3年間など期限を明示して（いわば手動で）特例水準を解消する方法が、厚生労働省から提案されている。基礎年金の国庫負担を削減したい財務省の意向も相まって、社会保障審議会年金部会や行政刷新会議では特例水準の早期解消を求める意見が多数を占めており、来年度の実施に向けた政府・与党間の調整が今後予想される。

しかし、マクロ経済スライドを発動するには特例水準の早期解消だけでは不十分である。現在のマクロ経済スライドには、デフレ時に年金が減りすぎないようにする配慮から、マクロ経済スライド適用前のスライド率（本来のスライド率）がマイナスの場合にはマクロ経済スライドを適用しなかったり、本来のスライド率のプラス幅がマクロ経済スライドの削減幅より小さい場合はマクロ経済スライド適用を抑えるという、いわゆる「名目下限ルール」が設けられている。名目下限ルールが存在すると、特例水準が解消されてもデフレ下ではマクロ経済スライドが適用されず年金財政の健全化が進まないため、厚生労働省は名目下限ルールの撤廃を第2の課題として挙げている。

## 2—「本来のスライド率」に内包されている問題

ただ、デフレ時に年金財政が悪化する原因は名目下限ルールだけではない。成案や年金部会で採りあげられていない「本来のスライド率」にも、デフレ時に年金財政が悪化する要素が内包されている。

年金のスライドとは、基本的に、現役世代の賃金の上昇すなわち生活水準の向上に合わせて年金額

[図表-1] 現行制度における本来のスライド率（概要）



(注) 賃金上昇率は名目。概要を示すため、厳密な定義等は捨象した。

を改定（スライド）することで、現役世代と引退世代が生活水準の向上を分かち合う仕組みといえよう。これを年金財政の視点で見れば、現役世代の賃金の上昇によって保険料収入が増えるため、引退世代の年金額を賃金上昇に合わせて改定しても財政バランスは維持されることになる<sup>(注2)</sup>。

しかし、現行の「本来のスライド率」には、賃金上昇率がマイナスでかつ物価上昇率を下回る場合に、年金額を賃金の下落ほどは引き下げない仕組みが組み込まれている（図表-1の網かけ部分）。これは年金の実質的な価値（購買力）の低下を抑えるための措置ではあるが、現役世代の賃金に対する年金の水準を示す所得代替率を上昇させる<sup>(注3)</sup>。また、2000年改正では年金の財政バランスを改善するために受給開始後の年金を賃金ではなく物価の上昇にあわせて改定するように変更されたが、この仕組みがあると、賃金上昇率がマイナスで物価上昇率を下回る場合には財政バランスが悪化する方向へ作用してしまう。

### 3—今後の議論に向けて

厚生労働省の財政見通しでは賃金上昇率が物価上昇率を継続的に下回るケースは想定されておらず、この措置について有識者の間でもほとんど議論されていない。これまでのように賃金上昇率がマイナスで物価を下回る場合が少なければ、このような受給者への緩和措置を導入しても、賃金上昇率が物価上昇率を上回る場合で年金財政への影響をカバーできるが、近年は賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合も多いため影響を無視できないだろう。また、現役世代と引退世代が生活水準の変化を分かち合うという基本理念の視点からも、この措置の是非を議論する必要があるだろう。

前述した特例水準の早期解消が決まった場合、今後の議論は名目下限ルールに移ると予想されるが、年金財政とデフレの関係としてはこの措置についてもあわせて考える必要がある。さらに、今後の議論が「新しい年金制度」（いわゆる民主党案）に移ったとしても、民主党案には年金のスライドに関する内容が盛り込まれていないため、当件を含むスライドの在り方を議論する必要があるだろう。

(注1) 厳密には基礎年金の給付が想定より低下する見通しになっている。厚生年金の給付は想定より低下が抑えられる見通しになっているが、これは基礎年金の給付低下が進むことにより厚生年金財政が健全化したためであり、いわば副作用である。

(注2) これは、人口構成の変化を無視した単純なケースでの話である。

(注3) 一部で誤解が見られるが、2009年財政検証で示された足下の所得代替率が2004年財政再計算時より上昇しているのは、経過措置（特例水準）の影響ではなく、この仕組みの影響である。